

平成27年度

第1回 札幌市都市景観審議会

～説明資料～

議事 1

札幌市景観計画に基づく 平成26年度の届出状況について（報告）

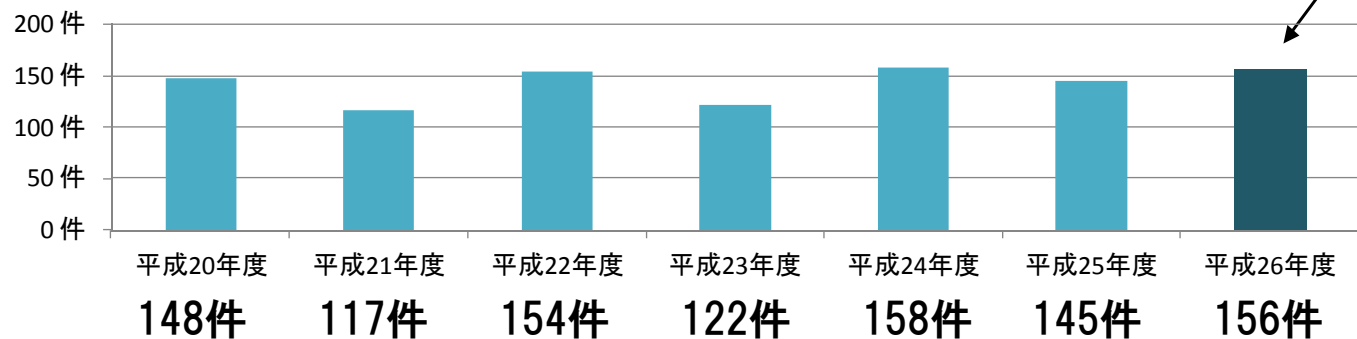
■平成26年度届出件数

景観計画区域	
建築物	114 件
工作物	14 件
小 計	128 件
うち当初届出からの変更届出	31 件
景観計画重点区域	
建築物	6 件
工作物	12 件
建築物等の除却	3 件
広告物の掲出	7 件
小 計	28 件
うち当初届出からの変更届出	3 件
平成26年度 合 計	
156 件	

(参考)平成25年度届出件数

景観計画区域	
建築物	118 件
工作物	14 件
小 計	132 件
うち当初届出からの変更届出	26 件
景観計画重点区域	
建築物	2 件
工作物	8 件
建築物等の除却	0 件
広告物の掲出	3 件
小 計	13 件
うち当初届出からの変更届出	5 件
平成25年度 合 計	
145 件	

■届出件数(総数)の推移



近年、届出件数の総数に大幅な変動はみられない。

■平成26年度届出件数(内訳)

建築物	景観計画区域				景観計画重点区域				
	新築	増築	色彩変更	合計	新築	増築	色彩変更	除却	合計
共同住宅	53件	1件	7件	61件	0件	0件	0件	0件	0件
病院	3件	2件	0件	5件	0件	0件	0件	0件	0件
大学	0件	9件	1件	10件	0件	0件	0件	0件	0件
専修学校	0件	2件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件
学校	1件	6件	1件	8件	0件	0件	0件	0件	0件
店舗	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
事務所	1件	1件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件
児童福祉施設	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
老人福祉施設	3件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件
工場	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
倉庫	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
駐車場	2件	0件	1件	3件	0件	0件	0件	0件	0件
ぱちんこ・遊技場等	2件	1件	1件	4件	0件	0件	0件	0件	0件
その他	9件	4件	1件	14件	6件	0件	0件	3件	9件
合計	75件	27件	12件	114件	6件	0件	0件	3件	9件

「建築物」は例年の傾向と同様で共同住宅の新築が約半数を占めている

大学の増築には、小規模な施設も含まれる(敷地全体の面積が10,000㎡を超えるため、届出対象となる)

「その他」に該当する建築物は、主に事務所と店舗等からなる複合施設である。

工作物	景観計画区域					景観計画重点区域				
	新築	模様替	色彩変更	修繕	合計	新築	増改築	移転	除却	合計
垣、さく、擁壁等	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
装飾塔、記念塔等	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
高架水槽、サイロ、ガスタンク等	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
煙突、換気筒等	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
RC柱、鉄柱、木柱等	1件	0件	0件	0件	1件	10件	2件	0件	0件	12件
橋りょう、高架道路、高架鉄道等	0件	0件	1件	11件	12件	0件	0件	0件	0件	0件
その他	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
合計	1件	1件	1件	11件	14件	10件	2件	0件	0件	12件

「橋りょう、高架道路、高架鉄道」は全て橋梁の維持補修工事である。

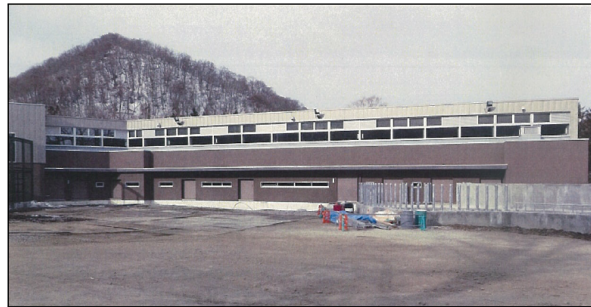
「RC柱、鉄柱、木柱等」は全て携帯電話の基地局(アンテナ)の設置である。

■届出協議事例

①円山動物園アフリカゾーン(中央区宮ヶ丘)

<協議事項(一部抜粋)>

動物園としての用途や特性を踏まえた色彩計画となるよう協議を行った。



②明治安田生命札幌大通ビル

(中央区大通西3丁目)

<協議事項(一部抜粋)>

公園に面するファサードに組み込まれた温度計表示方法等について協議を行った。



議事2

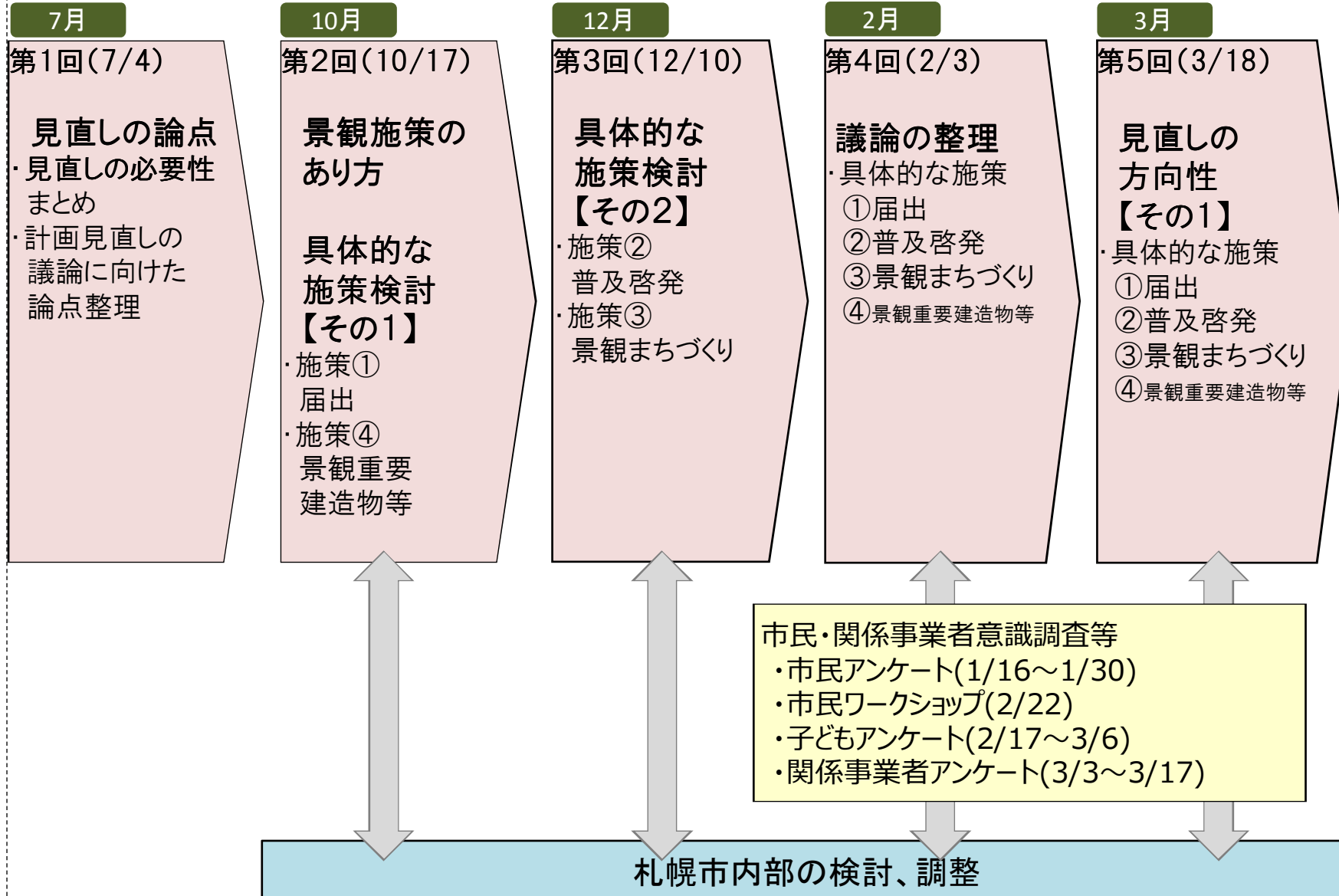
都市景観基本計画・景観計画の見直しについて

都市景観基本計画・景観計画の見直しについて

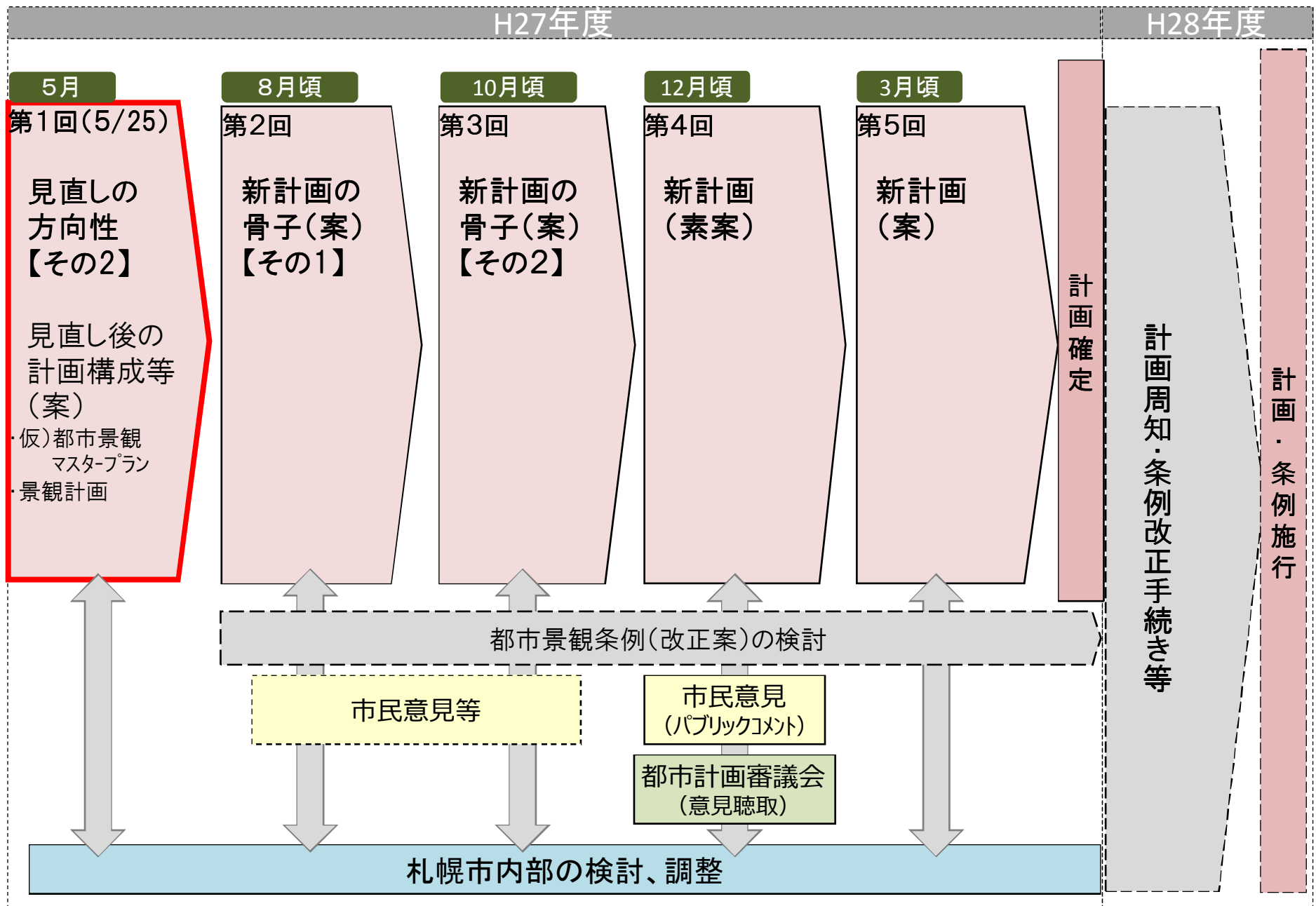
見直し検討スケジュール

見直し検討スケジュール（平成26年度）

H26年度



見直し検討スケジュール（今年度以降）



都市景観基本計画・景観計画の見直しについて

①見直し後の計画構成等

現行計画の構成	都市景観基本計画	景観計画
位置付け	市条例	法・市条例
目標年次	—	—
対象区域	— (記載なし)	札幌市全域 【景観計画の区域】
計画内容	<p style="text-align: center;">都市景観形成方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観特性 ・ 景観形成の基本理念 ・ 景観形成の目標 ・ 景観形成の基本指針 ・ 景観構造と景観ゾーンの景観形成方針 	<p style="text-align: center;">届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の形成に関する方針 ・ 行為の制限に関する事項 <p>(「方針」及び「行為の制限」は、区域ごとに設定)</p>
	<p style="text-align: center;">計画の推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、企業、行政の役割分担 ・ 景観形成の各種制度(大規模建築物等の景観誘導など) ・ 意識の高揚・啓発(顕彰制度など) 	<p style="text-align: center;">景観重要建造物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物の指定方針 ・ 景観重要樹木の指定方針 ・ 札幌景観資産の指定方針 <p style="text-align: center;">計画の推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令等との一体的な施策の展開 ・ 協働で進める景観づくり
	<p>■ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画の上位計画である都市景観基本計画が景観施策に関する内容を網羅していない ・ 計画進行管理の仕組みがない 	<p>■ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市景観基本計画と景観計画の内容が重複している

都市景観基本計画

■ 見直しのポイント(案)

都市景観施策のマスタープランとして

- ①景観施策全体を網羅した内容とする
- ②進行管理の概念を追加し、ロードマップや成果指標の設定を検討する

■ 現状

目標年次	—
対象区域	— (記載なし)

■ 見直しの方向(案)

進行管理のための目標年次の設定を検討
計画の位置付けや景観計画の区域を勘案し 対象区域を明示(札幌市全域)

計画内容	<p style="text-align: center;">都市景観形成方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観特性 ・ 景観形成の目標 ・ 景観構造と景観ゾーンの景観形成方針 ・ 景観形成の基本理念 ・ 景観形成の基本指針
	<p style="text-align: center;">計画の推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、企業、行政の役割分担 ・ 景観形成の各種制度(大規模建築物等の景観誘導など) ・ 意識の高揚・啓発(顕彰制度など)

<p style="text-align: center;">都市景観形成方針等</p> <p>現計画の普遍的な方針等については 基本的に内容を継承 (必要に応じ、近年の動向を踏まえて時点修正)</p>
<p style="text-align: center;">施策別の展開方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4つの具体的施策について、 基本的考え方や施策の展開方針を明示
<p style="text-align: center;">計画の推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効な進行管理のあり方を見据えた上で、 内容の充実を検討 (ロードマップや成果指標の設定等)

景観計画

■見直しのポイント

法に基づく施策展開の根拠としての役割に特化し、内容を再整理

■現状

目標年次	—
対象区域	札幌市全域 【景観計画の区域】 法：義務
計画内容	届出 <ul style="list-style-type: none"> ・景観の形成に関する方針 ・行為の制限に関する事項 (「方針」及び「行為の制限」は、区域ごとに設定) 法：努力 法：義務
	景観重要建造物等 <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物の指定方針 ・景観重要樹木の指定方針 ・札幌景観資産の指定方針 法：義務 法：義務 条例：義務
	屋外広告物等 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 法：任意
	計画の推進方策 他 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等との一体的な施策の展開 ・協働で進める景観づくり 法・条例：- 要否について記載なし

■見直しの方向 (案)

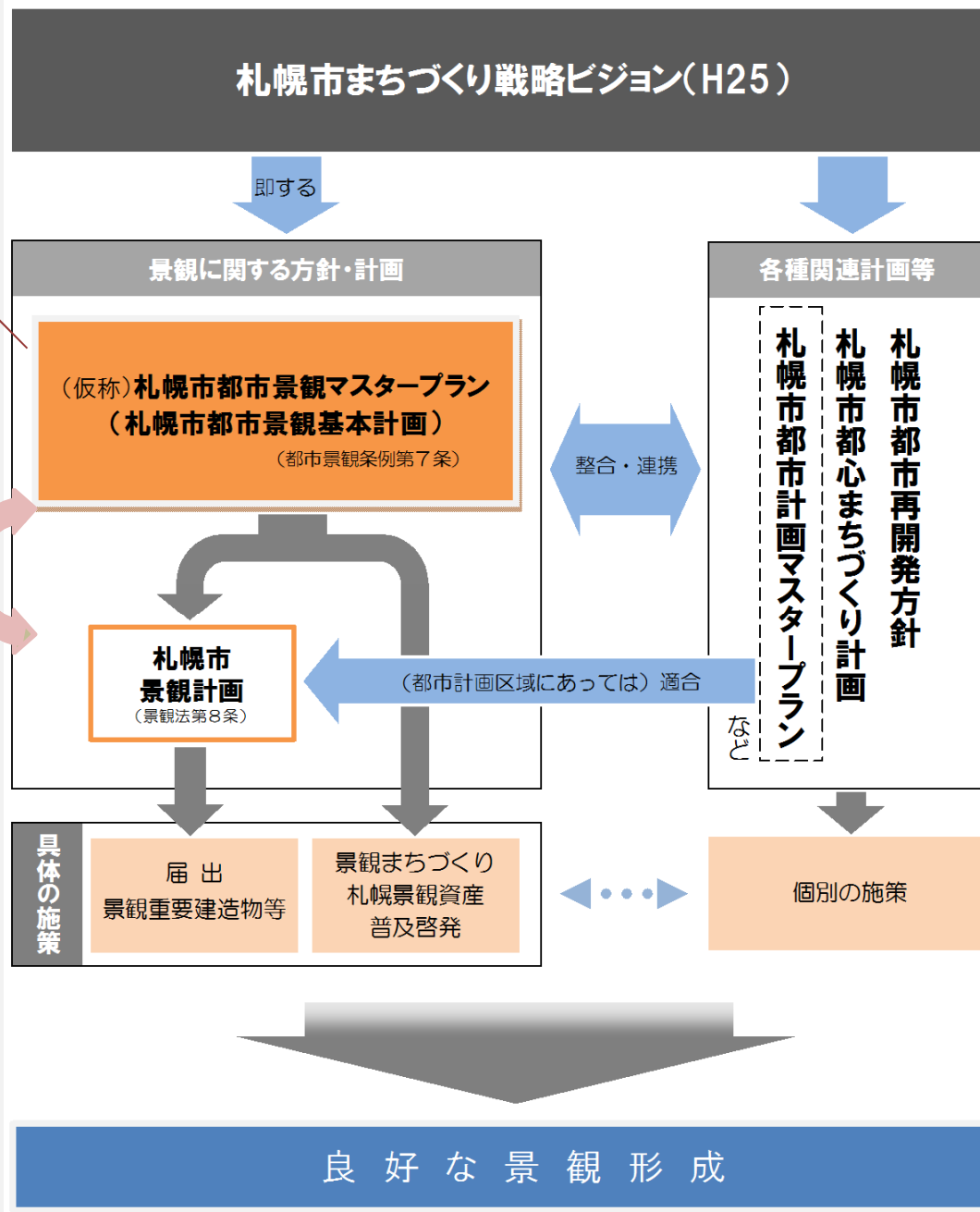
目標年次	—
対象区域	札幌市全域 (景観計画区域・景観計画重点区域)
計画内容	届出 <ul style="list-style-type: none"> ・行為の制限に関する事項 (届出対象行為は記載しない) ①全市共通事項 ②市街地区分に応じた事項
	景観重要建造物等 <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物・樹木の指定方針
	屋外広告物等 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

見直し後の計画構成等 ～ 計画体系図（案）

計画体系図（案）

- ・景観施策全体を網羅
- ・進行管理の概念を追加し、ロードマップや成果指標の設定を検討

・内容の重複を整理



(仮称) 都市景観
マスタープラン
構成(案)

前提

理念・目標・基本姿勢

方針
方策

序章

背景・経緯

- 近年の景観行政の動き
- 社会情勢の変化
- 「まちづくり戦略ビジョン」「都市計画マスタープラン」の策定・見直しなど

第1章

目的と位置付け

- 計画の目的・対象・対象区域・目標年次
- 計画の位置付け

第2章

札幌の景観特性と景観施策の経緯等

- 札幌の景観的特徴
- 景観施策の経緯と現状

第3章

理念

- 目標全体を貫く基本的な考え方・コンセプト

目標

- 札幌の景観（景観施策）の目指すべきあり方

基本姿勢

- 目標を実現させるための取組を進める上での基本的な姿勢

《 キーワード 》

- ・都市の魅力・活力の向上
- ・市民等多様な主体
- ・地域特性
- ・都市と自然
- ・コーディネート
- ・マネジメント
- ・受動的→能動的
- ・保存的→創造的

第4章

良好な景観形成の方向性

- 基本的考え方：全市的観点から考える景観形成のあり方
- 地区別の方向性：市街地区分*ごとの特性に沿った景観形成について（※都市計画マスタープランと整合）

第5章

目標実現のための取組

- 地域ごとの景観まちづくりの取組
- 景観資源の保全・活用
- 届出制度の運用
- 普及啓発の取組

1 景観形成の基本理念

○ 透明感と輝きをもった美しい北の都市をつくりあげる

札幌は、さわやかな透き通った夏の空気や、しんと静まりかえった一面の雪景色など、透明という言葉が似合う街。これからの景観形成は、透明感を大切に、輝く未来に向かって美しい北の都市をつくりあげていくことを基本理念とする。

2 景観形成の5つの目標

○ 環境と風土を生かす

市街地の緑地や周辺の森、そして河川には、様々な北国の動物や魚などが生息しており、都市の環境の豊かさを物語っている。この豊かな都市環境を守り、私たちの暮らしを大切にしたい街をつくっていくために、北国特有の自然を生かして、地形の特徴や気候風土にも配慮しながら、環境と風土に根ざした景観形成を目指す。

○ 四季の移ろいを生かす

札幌は四季の変化が明瞭な街。この明瞭な四季が景観に大きな変化をもたらす春夏秋冬それぞれの街の表情を楽しむことができる。季節の移ろいを生かした都市デザインを考え、四季を通じて美しく快適な街の創出を目指す。

○ 歴史から学び未来に育てる

歴史の積み重ねが、札幌らしさをかもしだす背景となっている。先人たちから受け継いだ優れた遺産を守り活かしながら、札幌らしさのあふれる質の高い景観をつくりあげ、次の世代に継承する。

○ すべての人にやさしい視点をもつ

小さな子供や高齢者、障害者も、すべての人々にとって暮らしやすく、ともに快適に生活することのできる都市機能の充実が、豊かな都市景観を形成するために欠かすことのできない要素。すべての人々にやさしく、ゆとりをもった、快適で安全なまちづくりを目指す。

○ みんなの力で積み重ねる

人々の取り組みこそ、景観形成には欠かせない要素。景観形成にあたっては、そこで生活する人たちが話し合い、市民、企業、行政が連携しながら、みんなの力で魅力的な街をつくることを目指す。

3 景観形成の10の基本指針

- | | |
|-------------------|--|
| ○ 街路都市から街並み都市へ | 計画的な基盤整備が街路都市の印象を強くしている。それぞれの地域拠点等の魅力を発展させ、個性あふれる街並み都市を実現することが大切。 |
| ○ 地形を生かす | 地域の個性をつくりだすうえでは、地形を生かした景観を形成することが必要。 |
| ○ 自然と調和するまちづくり | 自然環境の重要性を見直し、自然と調和するまちづくりを実践することが大切。 |
| ○ 緑を守り、育てる | 公園、街路樹、庭などの身近な緑をネットワーク化することにより、環状夢のグリーンベルトの内側に緑豊かな景観を形成が可能。 |
| ○ 潤いある水辺を演出する | 水辺空間は自然と共生できるふれあいや交流の場として充実させることが大切。 |
| ○ 快適な道路空間をつくる | 道路は建物との一体的な空間の形成や地域コミュニティを支える重要な役割がある。これらに配慮した潤いある快適な道路空間の創出に努めることが大切。 |
| ○ 魅力ある拠点をつくる | 都心部においては、快適で洗練された美しい都市づくりが大切。
地域の拠点では、地域の特性を活かした景観形成を図ることとともに周辺への配慮が大切。
観光・レクリエーションの拠点では、周囲と調和する景観形成が必要。
文化施設の周辺では、施設がかもしだす文化の香り高い雰囲気を活用した景観の形成が大切。 |
| ○ 時を演出する | 長い歴史を継承し、四季の移り変わりを生かした景観を創造しながら、将来に継承できる質の高い景観の形成が必要。
①歴史の景観を刻み込む ②四季の景観を織り込む |
| ○ ヒューマンスケールのまちづくり | 人の視点に立ったまちづくりが、優しさを感じる街並みを創出することにつながる。 |
| ○ 防災に配慮したまちづくり | 今後のまちづくりにあたっては、美しさや快適性と同時に、都市の防災対策にも配慮していく必要がある。 |

景観計画

■見直しのポイント

法に基づく施策展開の根拠としての役割に特化し、内容を再整理

■現状

目標年次	—
対象区域	札幌市全域 【景観計画の区域】 法：義務
計画内容	届出 ・景観の形成に関する方針 ・行為の制限に関する事項 (「方針」及び「行為の制限」は、区域ごとに設定) 法：努力 法：義務
	景観重要建造物等 ・景観重要建造物の指定方針 ・景観重要樹木の指定方針 ・札幌景観資産の指定方針 法：義務 法：義務 条例：義務
	屋外広告物等 ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 法：任意
	計画の推進方策 他 ・関係法令等との一体的な施策の展開 ・協働で進める景観づくり 法・条例：- 要否について記載なし

■見直しの方向 (案)

目標年次	—
対象区域	札幌市全域 (景観計画区域・景観計画重点区域)
計画内容	届出 ・行為の制限に関する事項 (届出対象行為は記載しない) ①全市共通事項 ②市街地区分に応じた事項
	景観重要建造物等 ・景観重要建造物・樹木の指定方針
	屋外広告物等 ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

現行 景観計画 目次

- 計画策定の目的、良好な景観形成を図る意義
- 1 景観計画の区域
- 2 良好な景観の形成に関する方針
- 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 4 景観重要建造物及び景観重要樹木並びに札幌景観資産の指定方針
- 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 6 関係法令等との一体的な施策の展開
- 7 協働で進める景観づくり

見直し後 景観計画 目次(案)

・法に基づく施策
展開の根拠として
の役割に特化し、
内容を再整理

- ~~計画策定の目的、良好な景観形成を図る意義~~
- 1 景観計画の区域
- 2 ~~良好な景観の形成に関する方針~~
- 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 4 景観重要建造物及び景観重要樹木並びに札幌景観資産の指定方針
- 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 6 ~~関係法令等との一体的な施策の展開~~
- 7 ~~協働で進める景観づくり~~

見直し後 景観計画 目次（案）

1 景観計画の区域

2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 景観計画区域

- ① 全市共通事項
- ② 市街地区分に応じた事項

(2) 景観計画重点区域

- ① 大通地区
- ② 札幌駅前通北街区地区
- ③ 札幌駅南口地区
- ④ 札幌駅北口地区

3 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

4 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項